



埼玉県報

第262号
令和3年(2021年)
11月19日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県川口地方庁舎ほか17施設で使用する電気に関する入札公告（管財課）
- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 東松山都市計画道路の変更に係る案の縦覧（都市計画課）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（自動車税事務所）
- 県道蓮田鴻巣線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第千二百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県川口地方庁舎ほか17施設で使用する電気 予定使用電力量1,297,224
キロワット時（電灯829,778キロワット時及び動力467,446キロワット時）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

各需要場所について、令和4年3月の計量日（検針日）から令和6年3月の計量日（検針日）の前日まで（計量日（検針日）は、仕様書による。）。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除する。

(4) 需要場所

埼玉県川口地方庁舎ほか17施設

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定によ

る再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国又は地方公共団体において電力調達契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 入札説明書の様式2の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 契約の締結日にかかわらず、平成28年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に500,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 山本 電話048-830-2619（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和3年12月24日（金）午前9時から令和4年1月5日（水）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和3年12月24日（金）午前9時から令和4年1月5日（水）午後3時まで

で
なお、郵送する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部管財課 令和4年1月6日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和3年12月3日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 手続における交渉の有無
無

- (8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 3 年12月 6 日 (月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通))へ送付すること。

- (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

- (10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

- (1) Nature and Quantity of Services Required

Electricity for Use at the Saitama Prefectural Government Kawaguchi Branch Office including 17 other facilities on the premises of the Government Office (estimated kWh: 1,297,224 kWh (lamp demand:829,778kWh power demand:467,446kWh)).

- (2) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System:

From 9 a.m. on December 24, 2021 (Friday) until 5 p.m. on January 5, 2022 (Wednesday)

- (3) Submission Period for Bids by Person or by Registered Mail:

From 9 a.m. on December 24, 2021 (Friday) until 3 p.m. on January 5, 2022 (Wednesday)

- (4) Contact point for more information

Electric Facilities Group,
Public Property Management Division,
General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government
3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
Tel. 048-830-2619

告 示

埼玉県告示第千二百七十五号

坂戸市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千二百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレッセイ田谷店

埼玉県深谷市田谷百九十一―四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社フレッセイ 代表取締役 植木康夫

群馬県前橋市力丸町九百番地の一

（変更後）株式会社フレッセイ 代表取締役 植木威行

群馬県前橋市力丸町九百番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社フレッセイ 代表取締役 植木康夫

群馬県前橋市力丸町九百番地の一 外 未定一者

（変更後）株式会社フレッセイ 代表取締役 植木威行

群馬県前橋市力丸町九百番地の一 外 未定一者

ハ 変更年月日

平成二十一年五月二十七日

ニ 届出年月日

令和三年十一月五日

二 縦覧期間

令和三年十一月十九日から令和四年三月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十一月十九日から令和四年三月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレッセイ田谷店

埼玉県深谷市田谷百九十一―四外

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出口の数 一か所 位置 図面省略

入口の数 一か所 位置 図面省略

出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後） 入口の数 一か所 位置 図面省略

出入口の数 四か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和三年十一月十日

ニ 届出年月日

令和三年十一月五日

二 縦覧期間

令和三年十一月十九日から令和四年三月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十一月十九日から令和四年三月十九日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千二百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上福岡店

埼玉県ふじみ野市上福岡一―八―八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計五者

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計四者

ハ 変更年月日

令和三年三月一日外

ニ 届出年月日

令和三年十一月十一日

二 縦覧期間

令和三年十一月十九日から令和四年三月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十一月十九日から令和四年三月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友小手指店

埼玉県所沢市小手指町一丁目二十五番三十六号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計六者

ハ 変更年月日

令和三年三月一日外

ニ 届出年月日

令和三年十一月十一日

二 縦覧期間

令和三年十一月十九日から令和四年三月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十一月十九日から令和四年三月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友東松山店

埼玉県東松山市小松原町十一番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 池谷幹男

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

（変更後） 三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 長島巖

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計十八者

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計十七者

ハ 変更年月日

令和三年三月一日外

ニ 届出年月日

令和三年十一月十一日

二 縦覧期間

令和三年十一月十九日から令和四年三月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十一月十九日から令和四年三月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百八十一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所

二 作業種類

公共測量（二級基準点、三級基準点、三級水準測量）

三 作業地域

高崎河川国道事務所管内（群馬県高崎市から埼玉県児玉郡上里町）

四 作業期間

令和三年十一月十二日から令和四年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画道路三・四・十号松葉町通線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

東松山市大字上野本字滝の上、字宮後、字沼下、字水落及び和泉町の全部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市計

画部都市計画課

四 縦覧期間

令和三年十一月十九日から令和三年十二月三日まで

告示

埼玉県自動車税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和三年十一月十九日

埼玉県自動車税事務所長 増田 正

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社村田鋳油	代表取締役 村田 雅央	埼玉県さいたま市桜区田島六丁目四番一号	令和三年十月三十一日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

<p>蓮田鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>蓮田市東五丁目三九四六番二地先から同市東五丁目三九五九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年十一月十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年十一月二十七日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 一九五・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年十一月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島 勝

一 許可番号

令和三年十一月十一日

指令川建セ第〇三〇一一一号

二 検査済証番号

令和三年十一月十五日

川建セ第〇三〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字赤沼界百七十八番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市大字下新河岸六十番地一 吉田ハイツ武蔵野二〇二号室

平泉 勝

告 示

埼玉県教委告示第三十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和三年十一月十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和三年十一月二十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について